

第1回 埼玉県・さいたま市企画調整協議会次第

平成24年1月30日(月) 13:15~14:15
さいたま市役所 4階 政策会議室

1 開 会

2 埼玉県知事あいさつ

3 さいたま市長あいさつ

4 議 題

(1) 協議会設置要綱について

(2) 協議会の運営について

(3) 協議事項について

(4) その他

5 閉 会

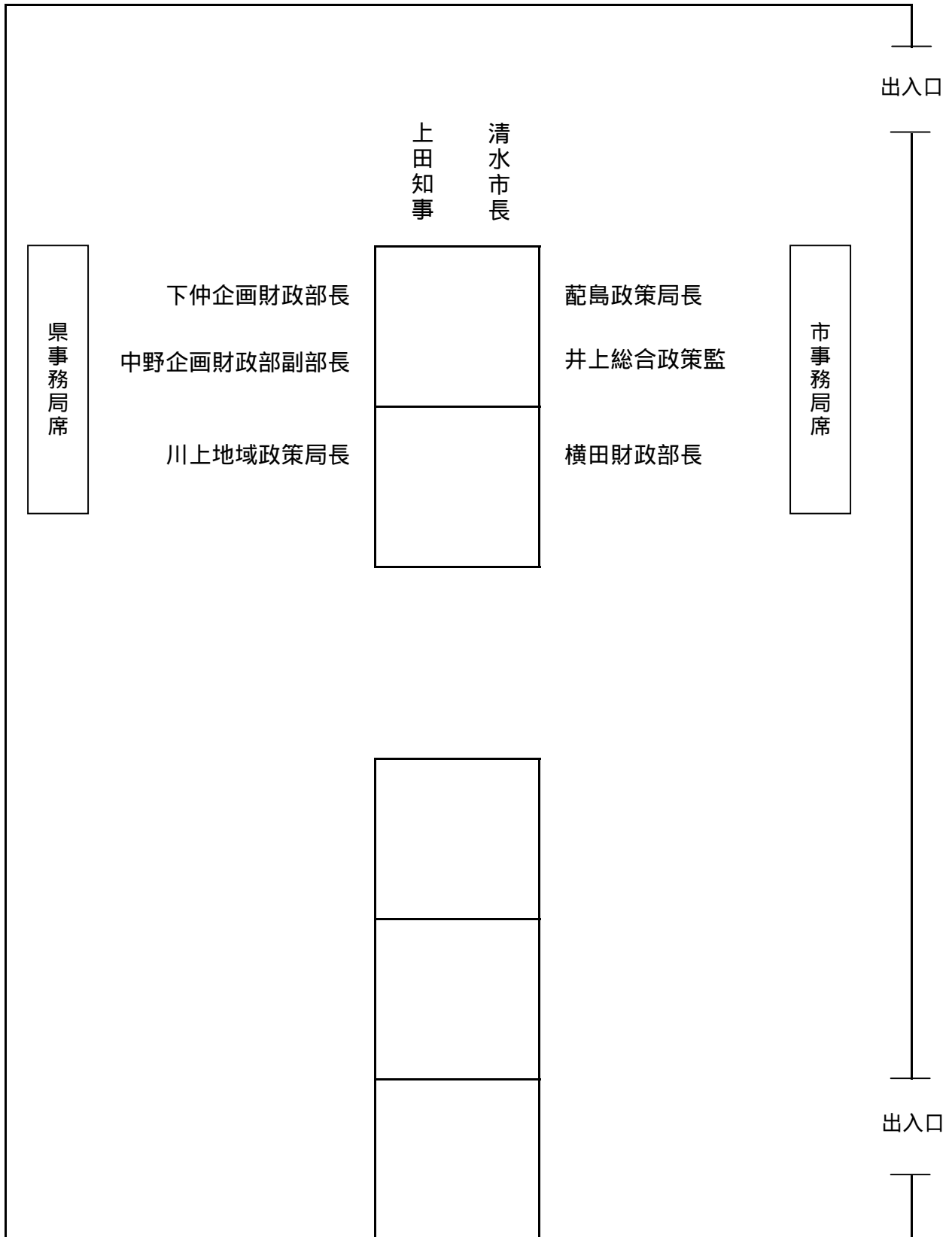
第1回 埼玉県・さいたま市企画調整協議会 出席者 名簿

平成24年1月30日(月)

埼 玉 県	さ い た ま 市
埼玉県知事 上 田 清 司	さいたま市長 清 水 勇 人
企画財政部長 下 仲 宏 卓	政 策 局 長 薮 島 豊 志
企画財政部副部長 中 野 晃	政策局総合政策監 井 上 靖 朗
企画財政部地域政策局長 川 上 和 宏	財政局財政部長 横 田 宗 親

第1回 埼玉県・さいたま市企画調整協議会 座席表

さいたま市役所 4階 政策会議室



埼玉県・さいたま市企画調整協議会設置要綱（案）

（設置）

第 1 条 埼玉県（以下「県」という。）及びさいたま市（以下「市」という。）は、より一層緊密な連携と協調を図るため、県市にわたる政策課題や県市相互の重要施策に関して、意見交換や企画調整を行う埼玉県・さいたま市企画調整協議会（以下「協議会」という。）を設置する。

（目的）

第 2 条 協議会は、次に掲げる事項について、意見交換及び企画調整を行う。

- （1） 県市にわたる政策課題で県市間の調整が必要なもの
- （2） 県市の重要施策で相互の連携が必要なもの
- （3） その他

（構成）

第 3 条 協議会は、次に掲げる職にある者をもって構成するほか、必要に応じて、議題に係る部長又は局長が会議に出席する。

- （1） 埼玉県 企画財政部長、企画財政部副部長、企画財政部地域政策局長
- （2） さいたま市 政策局長、政策局総合政策監、財政局財政部長

（会議）

第 4 条 協議会は、県または市が必要に応じ招集し、開催するものとする。

（庶務）

第 5 条 協議会の庶務は、県にあっては企画財政部、市にあっては政策局において処理する。

（その他）

第 6 条 この要綱に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、県及び市が協議して定める。

附 則

この要綱は、平成 24 年 1 月 30 日から施行する。

協議会の運営について（案）

（基本姿勢）

県市は双方の提案に対し、互いに誠実に対応するものとする。

（具体的な運営方法）

1 座長

（県において開催する場合）県企画財政部長

（市において開催する場合）市政策局長

2 協議会の決定

県市双方の合意により決定する。

3 開催方法

県又は市が必要に応じ招集し、開催する。

（当面、毎月 1 回程度開催する。）

4 開催場所

原則として、県市交互とする。

5 会議の公表

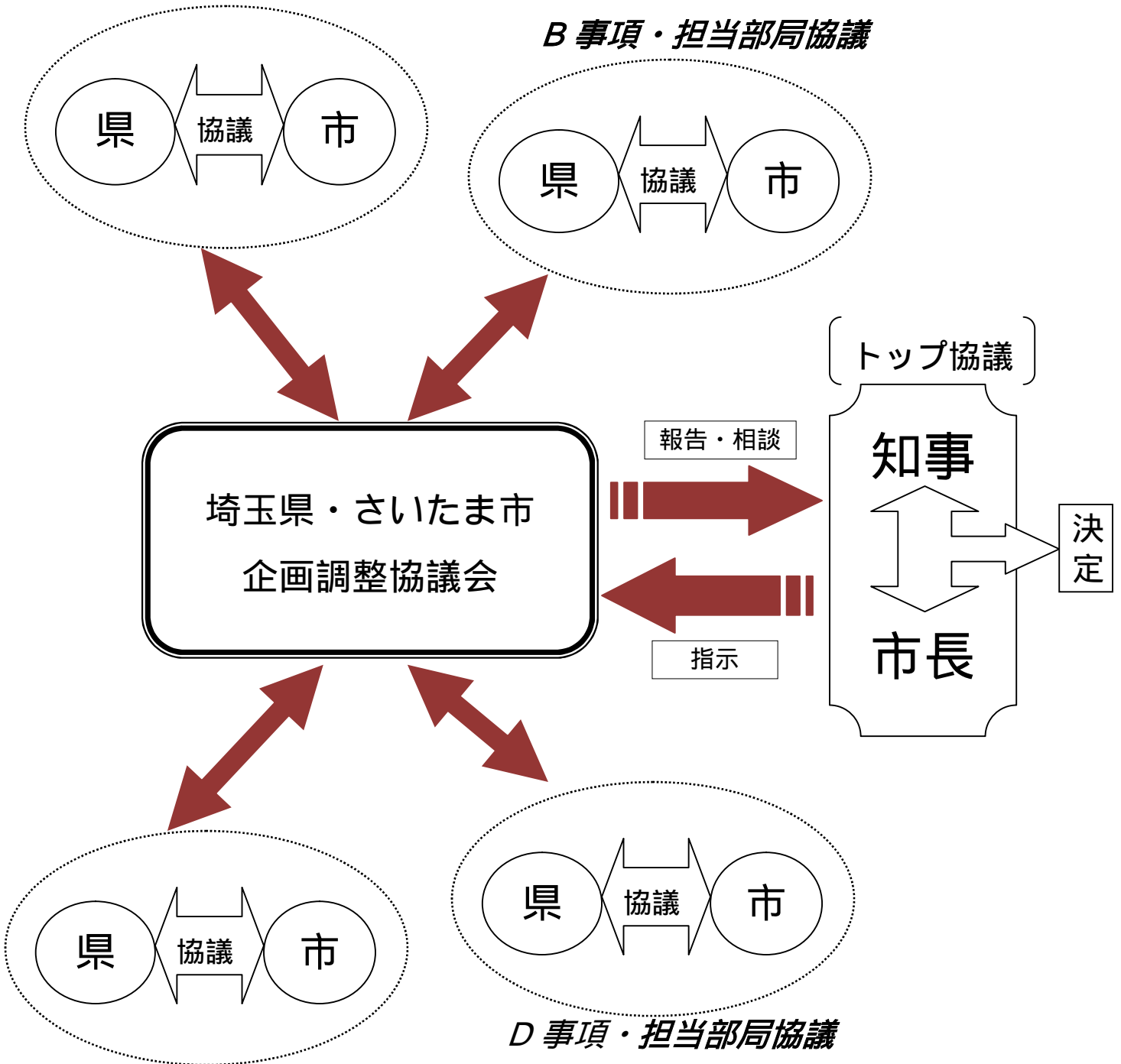
会議終了後、結果概要を公表する。

(参考1)

県・さいたま市の重要施策等における協議のイメージ

A 事項・担当部局協議

B 事項・担当部局協議

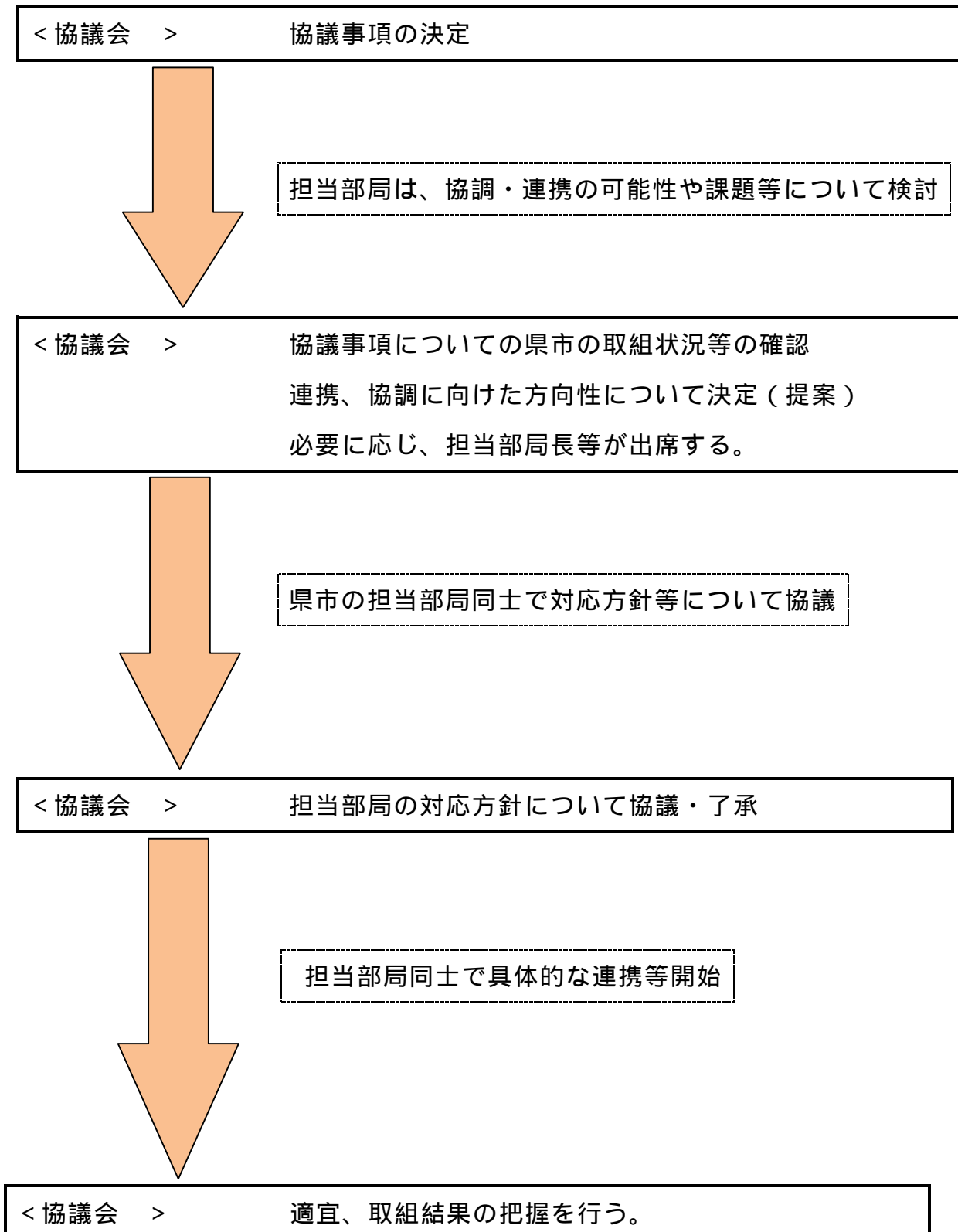


C 事項・担当部局協議

D 事項・担当部局協議

(参考2)

具体的な協議会の活動イメージ



当面の協議事項(案)

分野	協議事項	想定される事項
防 災	大規模災害対策における連携	帰宅困難者対策、緊急輸送道路沿道建物の耐震化など
	ゲリラ豪雨対策における連携	河川整備と下水道(雨水貯留管)整備など
文化振興	文化振興施策における連携	文化芸術に関するイベント等の開催と芸術劇場・美術館・博物館等の文化施設との連携、芸術劇場周辺のまちづくりなど
スポーツ振興	スポーツ振興施策における連携	大型スポーツ大会の開催・誘致と埼玉スタジアム2002・さいたまスーパーアリーナ等との連携など
産業振興	企業誘致・企業支援施策における連携	企業誘致・企業の海外進出支援、産学官の連携、中小企業支援制度融資など
雇 用	雇用対策における連携	就業支援等の連携など
公共施設	さいたま市内における県市公共施設の連携	図書館等の公共施設の連携・調整など